

宇都宮市建設工事等予定価格公表実施要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、入札及び契約手続の透明性、公平性を高めるため、本市が発注する建設工事並びに測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等の建設関連業務委託（以下「建設工事等」という。）の予定価格の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表時期)

第 2 条 予定価格の公表の時期は、次のとおり行うものとする。

- (1) 落札決定後に予定価格を公表するもの。（以下「事後公表」という。）
 - ① 宇都宮市契約規則(平成 17 年規則第 12 号。以下「契約規則」という。)第 25 条第 1 号に規定する額を超える建設工事
 - ② 特定の 1 者のみを選定して随意契約を行う建設工事等
- (2) 公告または指名の時点で予定価格を公表するもの。（以下「事前公表」という。）
 - ① 契約規則第 25 条第 1 号に規定する額の範囲内の工事
 - ② 測量業務, 土木関係建設コンサルタント業務, 建築関係建設コンサルタント業務, 地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

(公表の内容)

第 3 条 公表を行う予定価格は、消費税等相当額を含む金額とする。

(公表の方法)

第 4 条 予定価格の公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 事後公表の場合は、落札決定後、宇都宮市入札情報システムに入札結果として掲載するほか、契約課及び行政情報センターにおいても入札経過調書の写しにより閲覧に供することにより行うものとする。
- (2) 事前公表の場合は、次の方法により行うものとする。
 - ① 制限付き一般競争入札の場合は、契約規則第 3 条第 1 項の規定により行う公告に当該入札の予定価格を記載する。
 - ② 指名競争入札の場合は、契約規則第 23 条の規定により行う指名通知書に当該入札の予定価格を記載する。
 - ③ 競争見積の場合は、見積通知書に当該見積の予定価格を記載する。

（秘密の保持）

第5条 予定価格や積算の根拠となった書類を扱う職員は、事前公表における予定価格を除き、落札決定までその内容を部外に漏らしてはならない。

（予定価格の秘匿）

第6条 予定価格を記載した書類等は、公表するまでは、関係者以外に漏洩することがないように、保管するものとする。なお、予定価格を類推できる書類で保管の要がないものはシュレッダー等で処分するものとする。

（内訳書の提出）

第7条 建設工事等の入札参加者は、入札に際し、当該入札に係る積算内訳書を提出するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 宇都宮市建設工事等予定価格事前公表実施要領（平成16年10月1日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。